

多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言 (国民へのメッセージ)

私たち全国47都道府県知事は、増加する外国人の生活者としての課題に対応するため、これまで多文化共生施策を進めてきました。2027（令和9）年、国の法律改正により「育成就労制度」が開始されれば、こうした課題は全国的な課題になることが明白であることから、2025（令和7）年7月、私たちは国に対し、「育成就労制度への円滑な移行」及び「外国人の受入環境整備」を求めました。さらに、これを実現するためには、国の責任において、外国人の受入れ及び多文化共生施策に取り組む必要があることから、新たな外国人の受入れに関する基本戦略の取りまとめや多文化共生施策実施の根幹となる基本法の制定、司令塔となる組織の設置について、強く要請をしているところです。

私たちは、こうした取組を引き続き国に強く求めるとともに、多文化共生社会の実現を目指すため、以下の基本的立場を共有し、ここに宣言します。

1. 多文化共生の推進

私たちは、国や市町村等の関係者と力をあわせ、日本人と外国人が共に地域社会を築くための多文化共生施策を推進します。事実やデータに基づかない情報による排他主義・排外主義を強く否定します。差別や人権侵害のない社会の実現を目指す姿勢のもと、感覚的に論じることなく、現実的な根拠と具体的な対策に基づく冷静な議論を進め、外国人の持つ文化的多様性を地域の活力や成長につなげることで、地域社会を共につくる一員として包摂し、日本人、外国人を問わず、すべての方が安心して暮らし、活躍することができる多文化共生社会をつくっていきます。

2. ルールに基づく共生と安心の確保

「多文化共生」は、無秩序な外国人の受入れや外国人の優遇を意味するものではありません。ルールを守る外国人には地域社会の一員としての機会を保障する一方で、違法行為や制度の不適切利用については国と共に厳正に対処します。外国人がルールを適切に把握できるよう、ごみ出しや騒音なども含めた生活に関する情報発信や相談対応等に努め、日本語学習の支援など日本人と外国人が安心して暮らすことができる環境を国と共に整えていきます。

3. 正確で積極的な情報発信

外国人の受入れ増加は日本の深刻な人口減少・少子高齢化を背景としており、外国人は既に製造業やサービス業、建設業、農業をはじめ、近年では医療・介護・福祉分野等を担う人材として、また、地域の一員として社会を支える、なくてはならない存在となっています。一方で、その実態は必ずしも十分に伝わっておらず、外国人が増えると犯罪が増える、ルールを守らない外国人が多い、などの根拠があるとは言いがたい情報もSNS等で見受けられます。

実際、「外国人雇用状況」の届出状況によれば、2024（令和6）年10月現在、約230万人の外国人労働者が全国約34万か所の事業所で活躍しています。また、「犯罪白書」によれば、外国人による刑法犯の検挙件数は、2005（平成17）年の約4万4千件をピ

ークとし、2023（令和5）年には約1万6千件と在留外国人が増加する中であっても減少傾向にあります。さらに、その在留外国人数全体に対する比率をみると、2005（平成17）年の約2.17%から、2023（令和5）年には約0.46%と低下しています。

国には、外国人が増加することに対する国民の不安を払拭し、国民が正確な情報に基づいて冷静に議論できるよう外国人の受入れ・共生に関する基本的な在り方や、正確なデータに基づく積極的な情報発信を行うよう働きかけていきます。

この宣言を通じて、全国の自治体が一体となり、多文化共生と地域社会の安定を両立させる持続可能な社会づくりを国と共に進めていくことをここに誓います。

令和7年11月26日
全 国 知 事 会

【社会福祉課保護係係長と経理担当書面調査】

Q 不納欠損分を国庫負担金に算定できることを知っていましたか

- ・知っていたので算定した 0人
- ・知っていたが算定しなかった 2人
- ・知らなかったので算定しなかった 1人
- ・その他 4人

理由（課内で情報共有があったのかもしれませんが十分理解できていない状況であった）

（算定する業務をしたことがなく途中まで知らなかった）

（前年度までの実績報告書においても不納欠損は算定されていないため同様の対応を行った）

（知っていたが、督促をしていなかったなので算定できなかった）など

Q 不納欠損分を国庫負担金に算定するための基準を知っていましたか

- ・知っていたので対応した 1人
（※対応内容は督促状の送付）
- ・知っていたが対応しなかった 2人
- ・知らなかったので対応しなかった 3人
- ・その他 1人

理由（課内で情報共有があったのかもしれませんが十分理解できていない状況であった）

【平成28年度～令和3年度に在籍していたL職員のヒアリングシートに記載されていた内容（要約）】

私が配属される前から督促は実施しておりませんでした。当時、担当業務については誰に聞いてもわからない状態で、異動した前任者に聞かないとわからない状況でした。

前任者も異動先での業務があり、忙しかったため、あまり聞きに行けず、私自身、手探りで業務を行っておりました。配属された最初の年は業務を覚えるのに精一杯だったため、不納欠損分を国庫負担金に算定できることは知りませんでした。

少しずつ業務にも慣れてきて、翌年に当時のA課長補佐に督促はやらなくていいのかとお話ししたところ、「生活保護者に督促なんかしたら大変なことになる」と云われ、督促できない状況が続いておりました。

転機が訪れたのは、令和元年（2019年）7月でした。総務課で債権管理

の調査及び説明会があり、これは好機だと思い、督促の様式の作成から督促処理の流れまで、保護係係長と一緒に総務課、納税課、法務監に聞きながら、進めました。

不納欠損を国庫負担金に算定する最初の1歩は進みましたが、その他にやるべき、定期的な納付指導や死亡者の親族調査、宛所不明者の住所等の調査については、私一人で、担当業務と債権管理をやるのには無理があり、できていない状況でした。ただ、最終納付日から5年を経過して、不納欠損になりそうな未納者に対しては、一部返納、分納誓約書の記入等で時効を延長させました。また、ケースワーカーも自分の仕事で手いっぱいなので、なかなかできる状況ではありませんでした。令和元年度から督促を行っておりますので、令和元年から5年経過して、不納欠損になったものに関しては、不納欠損分を国庫負担金に算定できるものもあると思います。

【社会福祉事務所長及び副事務所長】聞き取り調査

Q 不納欠損分を国庫負担金に算定できることを知っていましたか
・ 知らなかった 8人

Q 不納欠損分を国庫負担金に算定するための基準を知っていましたか
・ 知らなかったので対応しなかった 8人

【平成30年度生活保護施行事務監査資料の確認】

平成30年度の生活保護施行事務監査資料を確認したところ、茨城県から債権管理について、督促状や催告状の送付や適切に納入指導及び時効中断措置等を行い、台帳等で記録するなど組織的に把握し、適正な債権管理を実施することなどの指摘がされていた。

(4) 考察・結論

書面調査や聞き取り調査の結果から、生活保護返還金事務処理マニュアルは策定していたが、当時の経理担当職員が現在は係員4人で処理している事務量を1人で抱えており、債権管理事務を適切に行えていなかった。令和5年(2023年)度以前の管理職の中には、この状況を認識している者もいたが、問題意識の欠如により安易に前例踏襲し状況改善を試みず、マニュアルに基づく適切な運用ができない状況だったと考えられる。

また、平成30年度生活保護施行事務監査報告書では、適切な債権管理を実施しなかった要因として、「未納がある債権者に対して納付する資力がないと判断し、督促を行っていないかった。」改善方策では、「速やかに督促状及び必要

に応じて催告の上、適切に納入指導及び時効中断措置等を行い、債務管理台帳は整備済であるため、経理担当者により引き続き管理していく」と報告しているが、改善された事実はなかった。

不納欠損額を国庫負担金に算定するためには、「適切に不納欠損処理されたもの」とされていることから、適切な債権管理が条件とされているが、督促書・催告書の発送記録の不足や、債務者が死亡した場合の相続人調査の不足などにより国庫負担金に算定する条件を満たすことができなかった。

また、福祉部長は、国庫負担金の決裁権があったにも関わらず不納欠損について知らなかった。

(5) 改善状況

令和6年(2024年)10月以降、債権管理のノウハウがある財務部納税課に協力要請し、督促・催告、相続人調査などの助言や、外部研修を受講し、適切な債権管理を担う職員を育成するとともに、国の通知に基づく実効性のある生活保護返還金事務処理マニュアルへの見直しを行った。

また、令和6年(2024年)10月から債権管理事務の補助要員として会計年度任用職員を1名増員、令和7年(2025年)度からは会計年度任用職員をさらに1名に増員し、債権関連文書の整理や電話催告などを進めている。

今後は、督促・催告に係る記録や債務者が死亡した場合の相続人調査も含めて適切な債権管理に努め、仮に時効を迎えた場合は、適切に不納欠損処分を行うとともに、令和6年(2024年)度国庫負担金の実績報告から「適切に不納欠損処理されたもの」として算定できるよう進めている。

【不納欠損額】

平成26年(2014年)度	2,466,821円	15件	(国庫負担金 1,850,116円)
平成27年(2015年)度	654,013円	9件	(国庫負担金 490,510円)
平成28年(2016年)度	1,381,134円	20件	(国庫負担金 1,035,851円)
平成29年(2017年)度	1,240,521円	23件	(国庫負担金 930,391円)
平成30年(2018年)度	1,275,143円	23件	(国庫負担金 956,357円)
令和元年(2019年)度	1,362,412円	7件	(国庫負担金 1,021,809円)
令和2年(2020年)度	1,213,486円	4件	(国庫負担金 910,115円)
令和3年(2021年)度	2,396,242円	18件	(国庫負担金 1,797,182円)
令和4年(2022年)度	2,611,605円	9件	(国庫負担金 1,958,704円)
令和5年(2023年)度	8,850,258円	43件	(国庫負担金 6,637,694円)

3. 座席ベルトの装備に関する留意事項

幼児専用車は、使用者の立地環境、運行経路及び使用状況により様々な形態で運用されており、本ガイドラインは、幼児専用車に適した座席ベルトの装備を望む使用者が新車購入時に選択できる環境を整えるものである。

幼児用の座席ベルトを備えた幼児専用車の導入に際しては、幼児が座席ベルトを正しく脱着することができるよう、同乗する運転手、教諭、保育士等の引率者も含めて、幼児用の座席ベルトの運用を理解し、必要に応じて教育/練習を行う等、習慣化することが望ましい。特に、車両火災等を想定した非常時に引率者が幼児に適切な案内を行えるように緊急時の脱出訓練を実施することが望ましい。

また、3歳児未満の幼児を乗車させる場合等においては、運行中に幼児が自身で正しい着座姿勢を継続できるかどうかや、座席ベルトを誤った方法で使用していないかなども考慮・観察しながら、安全な運行に努めることが重要である。

なお、座席ベルトを装備しない幼児専用車を利用する場合には、速度域の高い道路は運行経路から避けるなど、安全な利用を心がける必要がある。

4. 今後の方向性

車両安全対策検討会及びその傘下のワーキンググループにおいて、幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトについて評価を行った。

2013年(平成25年)のガイドラインのシートバックの対策に加えて、**今般のガイドラインを踏まえた安全な座席ベルトを今後さらに普及させていくべきと考えられる。**

普及にあたっては、事故分析から近年の幼児専用車に関する事故が着実に減少していること、座席ベルトを装着することにより乗降に係る時間もわずかながら増加すること及び費用負担が増加することなどを考慮すると、全ての幼児専用車に座席ベルトの装備を義務づけるよりも、使用実態に応じて使用者が新車購入時に選択できるようにすることが望ましいと考えられる。

幼児用の座席ベルトの普及のため、自動車製作者等には、2026年度(令和8年度)を目途に本ガイドラインを踏まえた座席ベルトを備えた幼児専用車を市場に導入することを期待する。

出典：国土交通省HP

幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトに関するガイドライン
(令和6年3月 車両安全対策検討会) から抜粋

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001731281.pdf>